

温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第2号アに掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と温泉発電の自立的かつ速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の実施方法等

（1）対象事業の要件

本事業では、温泉の熱を用いて発電を行う設備を整備する事業であり、以下の全ての要件を満たすものを対象とする。

- i) その全部又は一部が浴用に供されている温泉の全部又は一部の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。
- ii) 温泉施設においては、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- iii) 利用する温泉は、平成24年4月1日時点において現にゆう出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。
- iv) 固定価格買取制度による売電を行わないものであること。
- v) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。

（2）維持管理

導入した設備は、事業主体の責任の下で適切な維持管理が講じられるものであること。

（3）温室効果ガス削減量の把握等

補助事業者は、事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握すること。
また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

（4）事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業に係る設備の使用開始の日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、事業の実績、温室効果ガスの削減量及び波及効果等を毎年度取りまとめた事業報告書を様式第1により作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

様式第1（温泉エネルギー活用加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）の事業報告書の作成例）

平成○年度温泉エネルギー普及加速化事業（うち温泉発電設備補助事業）
の事業報告書

平成○年○月○日
事業者名
事業代表者の職・氏名

1. 事業の名称
○○○事業

2. 事業の概要

3. 事業の実績

【当該年度に実施した設備整備、改善点等について、その効果等も併せて記載する。また、発電電力量を記載する。】

4. 温室効果ガスの削減量

【当該年度における事業実施に伴う温室効果ガスの削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。】

5. 事業性の評価

【光熱水費削減量、費用対効果を踏まえ、今後の事業収支見込み等、事業性についての評価を記載する。】

6. 今後の取組

【翌年度以降の取組予定について、設備設置周辺地域の意見も踏まえつつ、有望性や課題を含めて記載する。】

7. 事業による波及効果

【事業実施による同業他社等への波及効果や当該事業者における同様の設備導入に関する状況を、できるだけ具体的に記載する。】

【用紙は日本工業規格A列4番の用紙を用い、文字の大きさは10～12ポイント程度、フォントは自由とする。】

【罫線は削除して差し支えない】

【ページ番号を付す】

この実施要領は、平成 2 4 年 4 月 5 日から施行する。